

## 市第 53 号議案 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例 及び横浜市退職手当条例の一部改正について

【改正の趣旨】 国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、本市においても、国と同様に、既存の制度を拡充した新たな退職手当の支給制限及び返納の制度の新設等を行うため、横浜市退職手当条例の一部を改正するものです。

また、特別職たる市長等（市長、副市長及び常勤監査委員）の退職手当についても、一般職職員と同様の制度とするため、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例も併せて一部改正するものです。

### 1 現行の退職手当制度

退職後に在職中の非違行為が発覚した場合、次の場合にのみ退職手当の返納や支給制限を行うことができます。

- (1) 退職手当支給後に禁錮以上の刑に処せられた場合・・・返納
- (2) 退職後退職手当支給前に起訴された場合・・・非支給（結果的に禁錮以上の刑に処せられなかった場合は支給）

### 2 現行制度の課題

現行制度においては、次の場合等において課題があります。

- (1) 退職手当支給後に、在職期間中の懲戒免職に相当する非違行為が発覚した場合であっても、禁錮以上の刑に処せられない限りは、退職手当を返納させることができない。
- (2) 在職中に非違行為があった場合でも、処分に先立って職員が死亡した場合には、退職手当の支給を受けた遺族に返納を求めることができない。

### 3 主な改正内容

#### (1) 在職期間中の非違行為が発覚した場合の支給制限・返納制度の創設

在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと、退職後に認められた場合には、退職手当支給前であれば支給制限を、退職手当支給後であれば返納命令を行うことを可能とします。 → 第 11 条の 6 (17 頁)、第 11 条の 7 (19 頁)

#### (2) 死亡退職の場合の遺族や退職手当相続人に対する支給制限・返納制度の創設

在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合で、すでに職員が死亡をしているときに、退職手当支給前であれば遺族への支給を制限し、支給後であれば遺族等に返納を命ずることを可能とします。

→ 第 11 条の 6 第 2 項 (18 頁)、第 11 条の 8 (20 頁)、第 11 条の 9 (21 頁)

#### (3) 処分を受ける者への権利保護

##### ア 人事委員会からの意見聴取

懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められたことによる支給制限及びすべての返納命令を行う場合、これらの処分を行う退職手当管理機関（任命権者）に対し、人事委員会の意見を聞くことを義務づけます。 → 第 11 条の 10 (25 頁)

##### イ 返納命令処分を行いうる期間の制限

(ア) 本人に対する返納命令（※）については、退職の日から 5 年以内

※ 懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合の返納に限る。

→ 第 11 条の 7 第 3 項 (20 頁)

(イ) 遺族等に対する返納命令については、退職の日から 1 年以内

→ 第 11 条の 8 第 1 項 (20 頁)、第 11 条の 9 第 1 項～第 5 項 (21 頁～24 頁)

#### (4) 一部支給制限等の創設

退職手当の支給制限や返納命令を行う場合には、全額不支給や全額返納命令を行うことが原則となりますが、非違の性質等を考慮して、一部不支給や一部返納命令を行うことを可能とします。  
→ 第11条の4第1項(12頁)、第11条の7第1項(19頁)他

#### 4 対象者

一般職職員(技能労務職職員を含む)、市長等常勤特別職職員、企業局職員

#### 5 施行期日

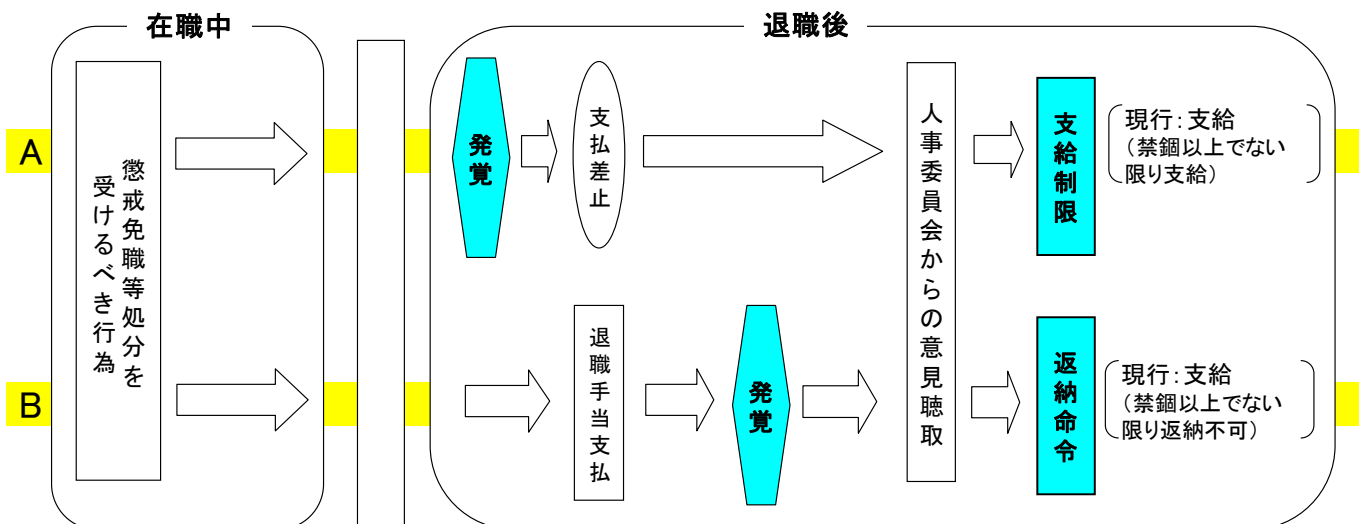
公布の日

#### 6 適用

施行日の以後の退職に係る退職手当について適用します。

#### 【参考】退職手当の支給制限等の流れ(改正後)

##### 【本人に対する支給制限等】



##### 【遺族等に対する支給制限等】

